

## 文化学園大学大学院研修生規程

### (趣旨)

第1条 公共団体その他の機関から文化学園大学大学院（以下「本大学院」という。）へ研修題目を定めて研修を願い出たときは、大学院研究科委員会において選考の上、学長が研修生として入学を許可することができる。

### (入学資格)

第2条 研修生志願者は、大学卒業又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

### (入学出願手続)

第3条 研修生を志願する者は、次の書類に検定料 18,000 円を添えて提出しなければならない。

- (1) 研修生願書
- (2) 最終出身校の卒業証明書・成績証明書
- (3) 履歴書
- (4) 勤務のある者は所属長の承認書
- (5) 健康診断書
- (6) 日本語能力証明書（外国人留学生のみ）
- (7) 経費支弁保証書（外国人留学生のみ）

2 外国人留学生は、文化学園大学・文化学園大学短期大学部 外国人学生・外国人留学生規程に基づく面接を行う。

### (願書受付)

第4条 願書の受付期限は、原則として3月20日までとし、後期のみについては7月末日までとする。

### (研修期間)

第5条 研修生の研修期間は6カ月又は1カ年とする。ただし、研修継続の必要のあるときは、理由を具して願い出、更に1年間に限って延長することができる。

### (入学許可)

第6条 研修生の入学は、大学院研究科委員会において審査の上、学長が許可する。

### (納入学費)

第7条 研修生として入学を許可された者は、次の学費を所定の期日までに納入し、研修生証の交付を受けなければならない。

入学金		76,000 円
授業料	6 カ月	350,000 円
	1 カ年	700,000 円

(聴講承認)

第8条 研修生指導教員が必要と認め、当該専攻担当教員の承認があるときは研修生に対し、演習実習科目については1科目、講義科目については3科目以内に限り出席を許可することができる。

(単位認定)

第9条 研修生の単位修得の認定及び教育職員免許法施行規則第20条による単位認定は行わない。

(研修証明書付与)

第10条 研修生が相当の研修成果を上げたと認められるときは、学長は大学院研究科委員会の議を経て研修証明書を付与することができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院研究科委員会の議を経て、学長が定める。

**附 則**

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成4年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成5年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。

(文化女子大学大学院・文化女子大学・文化女子大学短期大学部から文化学園大学大学院・文化学園大学・文化学園大学短期大学部へ校名変更)